

# 一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都葛飾区東立石3丁目5-1

氏名 高嶺清掃 株式会社

代表取締役 関川 泰子

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項、第7条の2第1項の規定により、下記のとおり許可します。

平成23年3月28日

足立区長 近藤 弥生



記

1 取り扱う一般廃棄物の種類 普通ごみ、道路・公園ごみ、廃家電

2 事業の区分 収集・運搬(保管・積替えを除く。)

3 優先 区長の指定する施設

足立区内の指定引取場所  
 板橋区内の指定引取場所  
 江戸川区内の指定引取場所  
 大田区内の指定引取場所  
 江東区内の指定引取場所  
 品川区内の指定引取場所  
 世田谷区内の指定引取場所  
 バイオエナジー(株) (〒1412-0501)  
 (許可1412-0501)

4 作業場所 足立区の区域

5 許可期間 平成23年4月1日 から  
平成25年3月31日 まで

6 許可の条件

作業にあたっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及びその他の関係法令の規定を遵守するとともに、生活環境の保全のため、区の指示に従うこと。

二 足立区内の指定引取場所に運搬する一般廃棄物は、東京23区内で収集した特定家庭用機器廃棄物に限ること。

三 バイオエナジー(株)、(株)アルフォに搬入する一般廃棄物は、食品関連事業者から排出される食品廃棄物に限ること。

1 この決定に不服がある場合は、この許可証を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法の規定により足立区長に対して異議申立てをすることができます。

2 この決定については、この許可証を受け取った日(前項の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに係る決定があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、行政事件訴訟法の規定により足立区を被告として(足立区を代表する者は足立区長になります。)、この決定の取消しを求める訴えを提起することができます。